

平成 28 年 9 月 26 日

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業 入札説明書等 新旧対照表

平成 28 年 7 月 14 日に公表した「川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業」の入札説明書等を次のとおり修正します。

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|-------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 1 | 入札説明書 | P17 別紙 3-1 別紙 3-2 | 第 5-3-(1) 2-(1) 2-(2)- | 完成検査書 | 完成確認書 |
| 2 | 入札説明書 | P18 | 第 5-6-(1)- | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日を終期とします。 | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日の前日を終期とします。 |
| 3 | 入札説明書 | P18 | 第 5-6-(1)- | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日を終期とします。 | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日の前日を終期とします。 |
| 4 | 入札説明書 | 別紙 3-2 | 2-(2)- | 事業の初年度（平成 29 年度）は設備の引渡し日（平成 29 年 8 月末）から平成 29 年 9 月末日までの期間（30 日間）の割賦元本に対する割賦手数料分のみを、 | 事業の初年度（平成 29 年度）は設備の引渡し日（平成 29 年 9 月 1 日）から平成 29 年 9 月末日までの期間（30 日間）の割賦元本に対する割賦手数料分のみを、 |
| 5 | 要求水準書 | P13 | 第 2-3-(1)- ア -d | （前略）対象室内の居住域での温熱環境を「別紙 5 空調環境の提供条件」を満たすこととします。 | （前略）対象室内の居住域での温熱環境を「別紙 4 空調環境の提供条件」を満たすこととします。 |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|-------|------------------|-----------------|--|---|
| 6 | 要求水準書 | P17 | 第 2-3-(2)- b | 月別のエネルギー消費量（学校単位、月単位、川西養護学校の場合は、全熱交換機分を含みます） | 月別のエネルギー消費量（学校単位、月単位、 <u>久代幼稚園、川西南中学校、川西養護学校</u> の場合は、全熱交換機分を含みます） |
| 7 | 要求水準書 | P28 | 第 4-1-(4)表中 | 完成検査記録 | 完工検査記録 |
| 8 | 様式集 | 8-3 | 注 | 注：初年度（平成 29 年度）のエネルギー費用は、平成 30 年 月 日～3 月に消費されるエネルギーを積算すること。 | 注：初年度（平成 29 年度）のエネルギー費用は、平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月に消費されるエネルギーを積算すること。 |
| 9 | 様式集 | 8-4 全て | エネルギー費用の算定 | 使用するエネルギー単価は平成 年 月 日現在のものを用いること。また、プロパンガス供給単価は、本市が公表している平成 年 月 日適用の「 <u>プロパンガス価格料金表</u> 」（別添）を用いること。 | 使用するエネルギー単価は「 <u>エネルギー費用の算定に用いる単価について</u> 」を参考のこと。 |
| 10 | 様式集 | 8-4A 小学校・中学校用 | 空調設備・換気設備の性能の設定 | 【セル G9～G18】 =IF(D <1,0,100-E -F -#REF!) (注)ただし は、9～18 の数値を示す | 【セル G9～G18】 =IF(D <1,0,100-E -F) (注)ただし は、9～18 の数値を示す |
| 11 | 様式集 | 8-4A 小学校・中学校用 | 電力消費量総括表 | 【セル AV48、AW48、AX48】 | (セル削除) |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|-----|------------------|-----------------|---|---|
| 12 | 様式集 | 8-4A 小学校・中学校用 | 月別エネルギー消費量の算定 | 【セル AP82、AP83】 | 【セル AP82、AP83】 (セルの結合) 「 <u>=+AP78*SAH\$19</u> 」を入力 |
| 13 | 様式集 | 8-4A 小学校・中学校用 | 月別エネルギー消費量の算定 | 【セル AR・AS94】 =SUM(AF87:AQ87) | 【セル AR・AS94】 =SUM(AF94:AQ94) |
| 14 | 様式集 | 8-4A 小学校・中学校用 | 月別エネルギー消費量の算定 | 【セル AR・AS95】 =SUM(AF88:AQ88) | 【セル AR・AS95】 =SUM(AF95:AQ95) |
| 15 | 様式集 | 8-4B 幼稚園用 | 空調設備・換気設備の性能の設定 | 【セル G9～G18】 =IF(D <1,0,100-E -F -#REF!) (注)ただし は、9～18の数値を示す | 【セル G9～G18】 =IF(D <1,0,100-E -F) (注)ただし は、9～18の数値を示す |
| 16 | 様式集 | 8-4B 幼稚園用 | 電力消費量総括表 | 【セル AV48、AW48、AX48】 | (セル削除) |
| 17 | 様式集 | 8-4B 幼稚園用 | 月別エネルギー消費量の算定 | 【セル AP82、AP83】 | 【セル AP82、AP83】 (セルの結合) 「 <u>=+AP78*SAH\$19</u> 」を入力 |
| 18 | 様式集 | 8-4B 幼稚園用 | 月別エネルギー消費量の算定 | 【セル AR・AS94】 =SUM(AF87:AQ87) | 【セル AR・AS94】 =SUM(AF94:AQ94) |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|----------------------|-------------------------|-------------------|---|---|
| 19 | 様式集 | 8-4B 幼稚園 用 | 月別エネルギー 消費量の算定 | 【セル AR・AS95】 =SUM(AF88:AQ88) | 【セル AR・AS95】 =SUM(AF95:AQ95) |
| 20 | 様式集 | 8-4C 川西養 護学校 用 | 月別エネルギー 消費量の算定 | 【セル BD92、BD93】 | 【セル BD92、BD93】 (セルの結合) 「=+BD88*\$AOS19」を入力 |
| 21 | 様式集 | 8-4C 川西養 護学校 用 | 月別エネルギー 消費量の算定 | 【セル BF・BG104】 =SUM(AT97:BE97) | 【セル BF・BG104】 =SUM(AT104:BE104) |
| 22 | 様式集 | 8-4C 川西養 護学校 用 | 月別エネルギー 消費量の算定 | 【セル BF・BG105】 =SUM(AT98:BE98) | 【セル BF・BG105】 =SUM(AT105:BE105) |
| 23 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P8 | 第 12 条第 3 項 | (前略)また、この場合に、乙が、別紙 4「2」 「(1)」に記載の施工計画書及び予定工程表記 載の工期又は第 47 条に規定する供用開始時 (以下「施工計画書記載の工期等」という。) を遵守できないことを理由として、甲に対し、 工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議に より当該変更の可否を定めるものとし、協議が 整わない場合には、第 36 条第 3 項の規定に従 うものとする。 | (前略)また、この場合に、乙が、別紙 4「2」 「着手前」の欄に記載の施工計画書及び予定工 程表記載の工期又は第 47 条に規定する供用開 始時(以下「施工計画書記載の工期等」という。) を遵守できないことを理由として、甲に対し、 工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議に より当該変更の可否を定めるものとし、協議が 整わない場合には、第 36 条第 3 項の規定に従 うものとする。 |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|----------------------|-----|-------------|--|--|
| 24 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P9 | 第 15 条第 2 項 | 乙は、設計業務の開始時に、別紙 4「1」「(1)」に定める書類を甲に提出する。 | 乙は、設計業務の開始時に、別紙 4「1」「設計開始前」の欄に定める書類を甲に提出する。 |
| 25 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P10 | 第 19 条第 1 項 | 乙は、新規設備につき学校又は幼稚園単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、甲に対し、速やかに別紙 4「1」「(2)」に定める書類等を提出する。 | 乙は、新規設備につき学校又は幼稚園単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、甲に対し、速やかに別紙 4「1」「設計完了時」の欄に定める書類等を提出する。 |
| 26 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P10 | 第 19 条第 2 項 | 甲は、別紙 4「1」「(1)」及び「(2)」に定める書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正を求めることができる。 | 甲は、別紙 4「1」に定める書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正を求めることができる。 |
| 27 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P10 | 第 20 条第 1 項 | 甲は、必要があると認めるときは、別紙 4「1」「(2)」に定める書類等の完成前であると完成後であることを問わず、乙に対して、第 47 条に規定する共用開始時の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、新規設備の設計変更を求めることができる。(後略) | 甲は、必要があると認めるときは、別紙 4「1」「設計完了時」の欄に定める書類等の完成前であると完成後であることを問わず、乙に対して、第 47 条に規定する共用開始時の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、新規設備の設計変更を求めることができる。(後略) |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|----------------------|-----|-------------|---|--|
| 28 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P12 | 第 22 条 | (前略)また、乙は、施工期間中の各事業実施場所における甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事(作業を含む。以下「別途工事」という。)の予定を事前に甲に確認し、甲を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、学校教育活動等に支障がないよう甲と十分協議の上、別紙 4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表を作成しなければならない。 | (前略)また、乙は、施工期間中の各事業実施場所における甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事(作業を含む。以下「別途工事」という。)の予定を事前に甲に確認し、甲を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、学校教育活動等に支障がないよう甲と十分協議の上、別紙 4「2」「 <u>着手前</u> 」の欄に定める施工計画書及び予定工程表を作成しなければならない。 |
| 29 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P13 | 第 23 条第 6 項 | 乙は、施工企業をして第 1 項において定める別紙 4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に従い、新規設備工事の施工に着手させ、工事を遂行するものとする。 | 乙は、施工企業をして第 1 項において定める別紙 4「2」「 <u>着手前</u> 」の欄に定める施工計画書及び予定工程表に従い、新規設備工事の施工に着手させ、工事を遂行するものとする。 |
| 30 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P13 | 第 23 条第 7 項 | 乙は、施工企業をして、新規設備工事の施工期間中、事業実施場所に常に別紙 4「2」「(2)」に定める書類のうち必要な書類を整備させなければならない。 | 乙は、施工企業をして、新規設備工事の施工期間中、事業実施場所に常に別紙 4「2」「 <u>施工中</u> 」の欄に定める書類のうち必要な書類を整備させなければならない。 |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|---------------------|-----|---------|--|--|
| 31 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | P13 | 第26条第2項 | 乙は、新規設備工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、学校又は幼稚園に工事監理者を配置し、配置後速やかに甲に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4「3」「(1)」に定める書類を甲に提出するものとする。(後略) | 乙は、新規設備工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、学校又は幼稚園に工事監理者を配置し、配置後速やかに甲に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4「3」「開始前」の欄に定める書類を甲に提出するものとする。(後略) |
| 32 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | P14 | 第26条第5項 | 乙は、各学校又は幼稚園単位で新規設備工事の施工が完了するごとに、当該事業実施場所の監理を担当していた以外の工事監理者をして、工事検査を行わせた後、速やかに、甲に対して工事検査報告を行わせるとともに、別紙4「3」「(2)」に定める書類を提出させるものとする。 | 乙は、各学校又は幼稚園単位で新規設備工事の施工が完了するごとに、当該事業実施場所の監理を担当していた以外の工事監理者をして、工事検査を行わせた後、速やかに、甲に対して工事検査報告を行わせるとともに、別紙4「3」「完了時」の欄に定める書類を提出させるものとする。 |
| 33 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | P15 | 第30条第3項 | 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、第22条において定める別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。 | 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、第22条において定める別紙4「2」「着手前」の欄に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。 |
| 34 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | P16 | 第33条第1項 | 甲は、随時、新規設備が、別紙4「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針に従い、施工されていることを確認できるものとする。(後略) | 甲は、随時、新規設備が、別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針に従い、施工されていることを確認できるものとする。(後略) |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|----------------------|-----|-------------|---|---|
| 35 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P17 | 第 33 条第 3 項 | 第 1 項に規定する説明又は確認の結果、新規設備の施工状況が別紙 4「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。 | 第 1 項に規定する説明又は確認の結果、新規設備の施工状況が別紙 4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。 |
| 36 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P17 | 第 34 条第 1 項 | 甲は、新規設備が別紙 4「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等に従い、施工されていることを確認するため、新規設備工事の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。 | 甲は、新規設備が別紙 4「1」及び「2」に定める各書類等に従い、施工されていることを確認するため、新規設備工事の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。 |
| 37 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P17 | 第 34 条第 2 項 | 前項の中間確認の結果、新規設備の施工状況が別紙 4「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。 | 前項の中間確認の結果、新規設備の施工状況が別紙 4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。 |
| 38 | 事業契約書(案) 【SPC 有り】 | P24 | 第 43 条第 2 項 | 前各号の契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時とする。 | 前項第 1 号の契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時、 <u>前項第 2 号の契約保証金の納付時期は、維持管理期間の開始前とする。</u> |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|---------------------|------------|----------|--|---|
| 39 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | P24 | 第43条第5項 | 乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したとき又は、本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を甲に提出したときは、甲は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。(後略) | 乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入させ、その保険証券を甲に提出したとき又は、本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を甲に提出したときは、甲は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。(後略) |
| 40 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | P26 | 第46条第1項 | 甲に対し、平成29年8月末日午前0時に、新規設備を引き渡す。 | 甲に対し、平成29年9月1日午前0時に、新規設備を引き渡す。 |
| 41 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | 別紙4 | 3表中 | 完成検査記録 | 完工検査記録 |
| 42 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | 別紙9 | 6-(6)-表中 | 100~ | 101~ |
| 43 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | 別紙9 | 6-(6)-表中 | (2.0X-100)%減額 [15%~100%の減額] | (1.5X-60)%減額 [15%~90%の減額] |
| 44 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | 別紙 14の1 | 1-(1) | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日を終期とします。 | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日の前日を終期とします。 |
| 45 | 事業契約書(案) 【SPC有り】 | 別紙 14の1 | 1-(2) | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日を終期とします。 | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日の前日を終期とします。 |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|---------------------|-----|---------|--|--|
| 46 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P9 | 第12条第3項 | (前略)また、この場合に、各構成企業が、別紙4「2」「(1)」に記載の施工計画書及び予定工程表記載の工期又は第47条に規定する供用開始時(以下「施工計画書記載の工期等」という。)を遵守できないことを理由として、市に対し、工期の変更を請求したときは、市と各構成企業は協議により当該変更の可否を定めるものとし、協議が整わない場合には、第36条第3項の規定に従うものとする。 | (前略)また、この場合に、各構成企業が、別紙4「2」「着手前」の欄に記載の施工計画書及び予定工程表記載の工期又は第47条に規定する供用開始時(以下「施工計画書記載の工期等」という。)を遵守できないことを理由として、市に対し、工期の変更を請求したときは、市と各構成企業は協議により当該変更の可否を定めるものとし、協議が整わない場合には、第36条第3項の規定に従うものとする。 |
| 47 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P9 | 第15条第2項 | 設計企業は、設計業務の開始時に、別紙4「1」「(1)」に定める書類を市に提出する。 | 設計企業は、設計業務の開始時に、別紙4「1」「設計開始前」の欄に定める書類を市に提出する。 |
| 48 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P10 | 第19条第1項 | 設計企業は、新規設備につき各学校又は幼稚園単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、市に対し、速やかに別紙4「1」「(2)」に定める書類等を提出する。 | 設計企業は、新規設備につき各学校又は幼稚園単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、市に対し、速やかに別紙4「1」「設計完了時」の欄に定める書類等を提出する。 |
| 49 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P11 | 第19条第2項 | 市は、別紙4「1」「(1)」及び「(2)」に定める書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を設計企業に対して通知し、修正を求めることができる。 | 市は、別紙4「1」に定める書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を設計企業に対して通知し、修正を求めることができる。 |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|---------------------|-----|---------|--|---|
| 50 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P11 | 第20条第1項 | 市は、必要があると認めるときは、別紙4「1」 「(2)」に定める書類等の完成前であると完成 後であることを問わず、設計企業に対して、第 47条に規定する共用開始時の変更を伴わず、 かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更 内容を記載した書面を交付して、新規設備の設 計変更を求めることができる。(後略) | 甲は、必要があると認めるときは、別紙4「1」 「設計完了時」の欄に定める書類等の完成前 であると完成後であることを問わず、設計企業 に対して、第47条に規定する共用開始時の 変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱 しない限度で、変更内容を記載した書面を 交付して、新規設備の設計変更を求める ことができる。(後略) |
| 51 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P12 | 第22条 | (前略)また、施工企業は、施工期間中の各事 業実施場所における市の発注にかかる第三者 の施工する他の工事(作業を含む。以下「別途 工事」という。)の予定を事前に市に確認し、 市を通じて別途工事の請負業者と十分に調整 を行うとともに、学校教育活動等に支障がない よう市と十分協議の上、別紙4「2」 <u>「(1)」</u> に 定める施工計画書及び予定工程表を作成しな ければならない。 | (前略)また、施工企業は、施工期間中の各事 業実施場所における市の発注にかかる第三者 の施工する他の工事(作業を含む。以下「別途 工事」という。)の予定を事前に市に確認し、 市を通じて別途工事の請負業者と十分に調整 を行うとともに、学校教育活動等に支障がない よう市と十分協議の上、別紙4「2」 <u>「着手前」</u> の欄に定める施工計画書及び予定工程表を 作成しなければならない。 |
| 52 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P13 | 第23条第6項 | 施工企業は、第1項において定める別紙4 「2」 <u>「(1)」</u> に定める施工計画書及び予定工程 表に従い、新規設備工事の施工に着手し、工事 を遂行するものとする。 | 施工企業は、第1項において定める別紙4 「2」 <u>「着手前」</u> の欄に定める施工計画書及び予 定工程表に従い、新規設備工事の施工に着手 し、工事を遂行するものとする。 |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|---------------------|-----|---------|---|--|
| 53 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P13 | 第23条第7項 | 施工企業は、新規設備工事の施工期間中、事業実施場所に常に別紙4「2」「(2)」に定める書類のうち必要な書類を整備しなければならない。 | 施工企業は、新規設備工事の施工期間中、事業実施場所に常に別紙4「2」「 <u>施工中</u> 」の欄に定める書類のうち必要な書類を整備しなければならない。 |
| 54 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P14 | 第26条第2項 | 工事監理企業は、施工企業が新規設備工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、学校又は幼稚園に工事監理者を配置し、配置後速やかに市に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4「3」「(1)」に定める書類を市に提出するものとする。(後略) | 工事監理企業は、施工企業が新規設備工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、学校又は幼稚園に工事監理者を配置し、配置後速やかに市に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4「3」「 <u>開始前</u> 」の欄に定める書類を市に提出するものとする。(後略) |
| 55 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P14 | 第26条第5項 | 工事監理企業は、各学校又は幼稚園単位で新規設備工事の施工が完了するごとに、当該事業実施場所の監理を担当していた以外の工事監理者をして、工事検査を行わせた後、速やかに、市に対して工事検査報告を行わせるとともに、別紙4「3」「(2)」に定める書類を提出させるものとする。 | 工事監理企業は、各学校又は幼稚園単位で新規設備工事の施工が完了するごとに、当該事業実施場所の監理を担当していた以外の工事監理者をして、工事検査を行わせた後、速やかに、市に対して工事検査報告を行わせるとともに、別紙4「3」「 <u>完了時</u> 」の欄に定める書類を提出させるものとする。 |
| 56 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P16 | 第30条第3項 | 施工企業は、市の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、第22条において定める別紙4「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。 | 施工企業は、市の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、第22条において定める別紙4「2」「 <u>着手前</u> 」の欄に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。 |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|---------------------|-----|---------|--|--|
| 57 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P17 | 第33条第1項 | 市は、随時、新規設備が、別紙4「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針に従い、施工されていることを確認できるものとする。(後略) | 市は、随時、新規設備が、別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針に従い、施工されていることを確認できるものとする。(後略) |
| 58 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P17 | 第33条第3項 | 第1項に規定する説明又は確認の結果、新規設備の施工状況が別紙4「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、施工企業に対してその是正を求めるものとし、施工企業はこれに従わなければならない。 | 第1項に規定する説明又は確認の結果、新規設備の施工状況が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、施工企業に対してその是正を求めるものとし、施工企業はこれに従わなければならない。 |
| 59 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P18 | 第34条第1項 | 市は、新規設備が別紙4「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等に従い、施工されていることを確認するため、新規設備の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。 | 市は、新規設備が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等に従い、施工されていることを確認するため、新規設備の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。 |
| 60 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P18 | 第34条第2項 | 前項の中間確認の結果、新規設備の施工状況が別紙4「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、市は構成企業に対してその是正を求めることができ、構成企業はこれに従わなければならない。 | 前項の中間確認の結果、新規設備の施工状況が別紙4「1」及び「2」に定める各書類等、事業指針の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、市は構成企業に対してその是正を求めることができ、構成企業はこれに従わなければならない。 |

| 通番 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 修正前 | 修正後 |
|----|---------------------|------------|-----------|---------------------------------------|--|
| 61 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P25 | 第43条第2項 | 前各号の契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時とする。 | 前項第1号の契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時、前項第2号の契約保証金の納付時期は、維持管理期間の開始前とする。 |
| 62 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | P27 | 第46条第1項 | 甲に対し、平成29年8月末日午前0時に、新規設備を引き渡す。 | 甲に対し、平成29年9月1日午前0時に、新規設備を引き渡す。 |
| 63 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | 別紙4 | 3表中 | 完成検査記録 | 完工検査記録 |
| 64 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | 別紙9 | 6-(6)- 表中 | 100~ | 101~ |
| 65 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | 別紙9 | 6-(6)- 表中 | (2.0X-100)%減額 [15%~100%の減額] | (1.5X-60)%減額 [15%~90%の減額] |
| 66 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | 別紙 14の1 | 1-(1) | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日を終期とします。 | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日の前日を終期とします。 |
| 67 | 事業契約書(案) 【SPC無し】 | 別紙 14の1 | 1-(2) | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日を終期とします。 | 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日の前日を終期とします。 |